

閱覽図書

1 業務名

令和5年度電話健康相談等業務

2 図書内訳

(1) 入札説明書

(2) 入札者注意書

(3) 入札書、委任状

(4) 委託契約書(案)

3 閲覽期間

自 令和5年2月17日(金曜日)

至 令和5年3月10日(金曜日)

4 入札日時

令和5年3月13日(月曜日) 午後2時

林野庁共済組合本部

入札説明書

この入札説明書は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和 33 年大蔵省令第 54 号）、国家公務員共済組合法等の運用方針（昭和 34 年 10 月 1 日付け蔵計第 2927 号）、林野庁共済組合経理事務規程（昭和 45 年 3 月 31 日付け 45 林共第 629 号）、本件調達に係る入札公告に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事業概要

入札公告等のとおり

2 競争参加者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 全省庁統一の競争参加資格審査において入札広告等に指定する等級に格付けされた者であること。
- (4) 「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 法令等の定めにより許認可を受けて営業を行う必要がある場合にあつては、その許認可を受けていることを証明した者であること。
- (6) 入札公告等において日本産業規格を指定した場合にあつては、当該規格の製品を納入できることを証明した者であること。
- (7) 入札公告等において特定銘柄製品名又はこれと同等のものと特定した場合にあつては、これらの製品を納入できることを証明した者であること。
- (8) 入札公告等において研究開発の体制が整備されていることとした場合にあつては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。
- (9) 入札公告等においてアフターサービスの体制が整備されていることとした場合にあつては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。

3 入札及び開札

- (1) 競争参加者は、仕様書、図面、契約書（案）及び添付書類等を熟覧の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について擬義がある場合は、関

係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (2) 競争参加者は、林野庁共済組合が定めた入札書を直接に又は郵便（書留郵便に限る。）により提出しなければならない。電子ファイル送信やFAX等による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとする。また、入札金額は、日本通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札書の提出場所は、入札公告等のおり。
- (5) 入札書の受領期間及び受領最終日時は、入札公告等のおり。
- (6) 代理人が入札する場合は、入札書に競争参加者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人氏名を記名して押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をしておかなければならない。
- (7) 入札書は、直接に提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、（調達物品名）の入札書在中」と朱書し、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、外封筒の封皮には「何月何日開札、（調達件名）の入札書在中」と朱書しなければならない。
- (8) 競争参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (9) 競争参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (10) 競争参加者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (11) 契約担当官等は、競争参加者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (12) 競争参加者の入札金額は、物品価格又は事業請負費のほか、一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。
- (13) 競争参加者は、請負代金又は物品代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無、支払回数等を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (14) 入札公告等により一般競争又は指名競争参加資格審査を申請した者が、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること、又は指名されることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき、又は指名されなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。

- (15) 開札の日時及び開札の場所は、入札公告等のとおり。
- (16) 開札は、競争参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争参加者又は代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (17) 入札場には、競争参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(16)の立会い職員以外の者は入場することができない。
- (18) 競争参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (19) 競争参加者又はその代理人は、入札公告等において記載した資格等に関する事項が確認された上で、入札場に入場しようとするときは入札関係職員に身分証明書及び代理人にあっては入札権限に関する委任状を提示し又は提出しなければならない。
- なお、資格が確認されない場合は、入札に参加できない場合がある。
- (20) 競争参加者又はその代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することはできない。
- (21) 入札場において、次の各号の一に該当する者は当該入札場から退去させる。
- ア. 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
- イ. 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (22) 競争参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の競争参加者の代理人となることができない。
- (23) 開札をした場合において、競争参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合において、競争参加者及びその代理人のすべてが立会している場合にあつては引続き、その他の場合にあつては契約担当官等が定める日時において入札をする。
- (24) 入札参加者は暴力団排除に関する誓約事項について、入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

4 入札の無効

入札書で次の各項の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 一般競争の場合において、広告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
- (3) 入札金額、請負に付される製造の表示又は供給物品名、競争参加者本人の氏名及び押印（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名及び押印）又は代理人が入札する場合における競争参加者の氏名又は名称若しくは商号並びに当該代理

人の氏名及び押印のない入札書

- (4) 委任状を持参しない代理人の提出した入札書
- (5) 請負に付される製造の表示又は供給物品名に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (7) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押していない入札書
- (8) 競争参加者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の判然としない入札書
- (9) 入札公告等において示した入札書の受領最終日時までに到達しなかった入札書
- (10) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札書

5 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 契約担当官等は、予定価格が1千万円を超える製造請負契約について、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがある。
- (5) 調査基準価格に満たない価格をもって入札した者は、当発注機関の調査に協力すべきものとする。
- (6) 落札者が契約担当官等の定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

6 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から遅延無く（契約担当官等が定める期日までとする（7日以内を目安として定める）。なお、契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする）別紙様式による契約書の取りかわしをする

ものとする。

- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名して押印し、さらに、契約担当官等が当該契約書の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2)の場合において契約担当官等が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は、確定しないものとする。

7 契約条項

契約書（案）のとおり。

8 入札者に求められる義務

- (1) 競争参加者は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、開札日の前日までに競争参加者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 競争参加者は、入札公告等において求められた調達物品に係る技術仕様適合性の証明並びに必要な設計図、図案及び解説資料について、開札日の前日までに競争参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

9 その他必要な事項

- (1) 契約担当官等の官職及び氏名は、入札公告等のとおり。
- (2) 競争参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 本件調達に関する照会先は、入札公告等に示した入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所と同じとする。
- (4) 消費税率については、事業の完了時点における消費税法及び地方税法の施行内容によることとする。

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体をいう。）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

入札者注意書

林野庁共済組合

入札に参加しようとする者は、入札公告書、契約書案及び本書記載事項等、当庁が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札書（当庁指定用紙）は、入札物件番号毎に別葉にすること。
- 2 入札書には、課税業者及び免税業者であるかにかかわらず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 代理人に入札をさせようとするときは、入札前に委任状を提出すること。
- 4 代理人が入札をするときは、入札書に代理人である旨を明記すること。
- 5 入札・開札の時刻は、入札場の時計に基づきます。
- 6 入札締切時刻を過ぎて提出した入札書は、受理しません。
- 7 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とします。
 - ① 入札参加資格のない者のした入札
 - ② 入札物件番号・入札金額・入札者名（代理人を含む。以下同じ。）
の確認ができないもの。
 - ③ 入札書に入札者の署名又は記名押印のないもの。
 - ④ その他入札に関する条件に違反した入札。
- 8 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることが出来ません。

- 9 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。
- 10 開札は、入札者の面前で行います。
- 11 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行うことがあります。
- 12 落札となるべき者の入札価格によって、当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、落札の決定を保留することがある。
- (2) 前項の当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められる入札を行った者は、林野庁の調査に協力しなければならない。
- なお、調査の結果により、最低額の入札者であっても落札者とならない場合もある。
- (3) 第1項により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
- (4) 第1項の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 13 落札となるべき同価格の入札をした者が、2名以上あるときは、直ちに「くじ」により落札者を決定します。
- 14 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとします。
- 15 落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。
- 16 入札を公正に行うことができないと認めたときは、入札の執行を中止します。

入札書

入札物件 件名 令和5年度電話健康相談等業務

¥	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は、消費税及び地方消費税を除いた金額であるので、契約金額は上記金額に10%に相当する額を加算した金額となること、並びに入札説明書、契約条項、その他関係事項一切を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

林野庁共済組合本部長 橋 政行 殿

所在地

会社名

代表者氏名

代理人氏名

委任状

令和 年 月 日

林野庁共済組合本部長 橘 政行 殿

住 所

会 社 名

代表者名

代理人 住 所

所属(役職)

氏 名

当社 _____ を代理人と定め、下記権限を委任します。

記

令和5年3月13日入札
令和5年度電話健康相談等業務の件

委 託 契 約 書 (案)

林野庁共済組合本部長 橘 政行（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、令和5年度電話健康相談等業務について、次のとおり委託に関する契約を締結する。

（実施する委託事業）

第1条 甲は、次の事業（以下「委託事業」という。）の実施を乙に委託し、乙は、その事業内容を実施するとともに甲に実施結果の報告をするものとする。

- （1）事業名
令和5年度電話健康相談等業務
- （2）委託事業の内容
別紙1「仕様書」のとおり
- （3）契約金額
金〇〇〇円
（うち消費税及び地方消費税〇〇〇円）
- （4）契約期限
令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。
- （5）契約保証金
免除
- （6）特約事項
別紙2「暴力団排除に関する特約条項」のとおり

（注意義務）

第2条 乙は、受益者（本契約書添付の別紙1「仕様書」に定める。以下同様。）に対し、委託事業の内容（以下「役務」という。）について、善良な管理者の注意義務をもって提供するものとする。ただし、組合員等が乙に対し、本事業の役務の範囲を超える役務を求める場合を除くものとする。

（検査）

第3条 乙は、事業を完了した場合は、甲に対し完了した旨を通知し、甲が命じた検査のための職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

- 2 検査職員は、前項の乙から完了した旨の通知を受けた日から10日以内に当該事業について検査を行わなければならない。
- 3 乙又は乙の使用人は、検査に立会い、検査職員の指示に従って、事業の検査に必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前項の場合において、乙又は乙の使用人が立ち会わないときは、検査職員は、乙の欠席のまま検査を行うことができる。この場合において、乙は検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 5 検査に要する費用は、すべて乙の負担とする。

（代金の請求及び支払）

第4条 乙は、第3条に定める検査に合格したときは、所定の手続により書面をもって甲に代金支払の請求をするものとする。

- 2 甲は、乙が提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「支払期限」という。）に契約金額を乙に支払わなければならない。ただし、受理した乙の支払請求書が不適当なために乙に返送した場合には、甲が返送した日から乙の適法な支払請求書を受理した日までの日数は、これを約定期間に算入しないものとする。

(支払遅延利息)

第5条 乙は、甲が支払期限までに代金を支払わない場合は、甲に対し遅延利息を請求することができる。

2 乙は、甲が自己の責に帰すべき理由により、支払期限までに契約金額を支払わないときは、支払期限の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和24年法律256号)第8条第1項の規定により決定された率を乗して計算した金額を遅延利息として甲に請求することができる。ただし、遅延利息の額が100円未満であるとき、又は100円未満の端数については、切り捨てるものとする。

3 支払遅延が天災その他やむを得ない理由によると認められる場合は、当該理由の継続する期間はこれを約定期間に算入せず、また、遅延利息を支払う日数に算入しないものとする。

(契約の解除)

第6条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。この場合、乙が損害を被ることがあっても甲はその責を負わないものとする。

(1) 天災その他乙の責に帰することができない理由により、乙が契約の解除を申し出た場合

(2) 乙がこの契約及び特約条項に違反した場合、違反するおそれがあると認められる場合、正当な理由なく義務を履行しない場合又は履行する見込みがないと認めた場合

(3) 乙又は乙の使用人に不正の行為があった場合

(4) 乙又は乙の使用人が第3条に定める検査職員の検査を妨げた場合

(5) 乙が破産の宣告を受けたとき又はそのおそれがあると認められる場合

(6) 乙が契約の解除を申し出た場合

2 甲は、前項第2号から第6号までに掲げる理由によりこの契約を解除する場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を乙に対し請求することができるものとする。ただし、甲は、前項第1号に定める理由によりこの契約を解除する場合は、乙に対し違約金を請求しないものとする。

(本役務に共通の損害賠償)

第7条 乙は、本役務の履行を甲に対して保証すると共に、役務の結果について疑義が生じたときは、乙が責任をもって対応するものとする。

2 本役務の結果、組合員等に対して損害が発生したとき、乙はその責任の範囲に応じて賠償するものとする。

(本役務の中止)

第8条 乙は、次のいずれかに該当する場合、当該組合員等に対し、本役務の提供を中止できるものとする。なお、これにより第4条の義務が何ら変更されるものではない。

(1) 本役務の提供を受けようとする者が組合員等であると確認できない場合

- (2) 本役務提供者に対して集中的に同一内容の相談を執拗に繰り返す場合
- (3) 本役務の提供者に対する誹謗・中傷又は性的羞恥心を刺激することを主たる目的として相談がなされた場合
- (4) 組合員等が本役務の提供を受けることが適当でない状態の場合
- (5) その他、組合員等が本役務の範囲を超える役務の提供を求めていると乙が合理的に判断した場合

(本役務に共通の免責)

第9条 乙が次のいずれかに該当する場合は、本契約における乙の責任が免責されるものとする。

- (1) 戦争・動乱・天災・停電・回線工事・予期せぬ機械故障・事故などの不可抗力により、本役務を提供できなくなった場合
- (2) 乙の管理以外での電話回線等で異常が発生し、本役務を提供できなくなった場合
- (3) 第2条ただし書の場合
- (4) 第8条によって本役務を中止した場合

(談合等の不正行為に係る解除)

第10条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第13項若しくは第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第11条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当

する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（再委託の制限）

第12条 乙は、請負事業の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、事業における総合的企画、事業遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

- 2 乙は、この請負事業達成のため、請負事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。ただし、再委託ができる事業は、原則として委託費の限度額に占める再委託又は再請負金額の割合（「再委託比率」という。以下同じ。）が50パーセント以内の事業とする。
- 3 乙は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所、再委託を行う事業の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を甲に提出しなければならない。ただし、本請負事業の仕様書において上記内容が記載されている場合にあっては、甲の承認を得たものとみなす。
- 4 乙は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認

を得なければならない。

- 5 乙は、この請負事業達成のため、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の氏名又は名称、住所及び事業の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに甲に届け出なければならない。
- 6 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は事業の範囲を変更する必要がある場合には、第3項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。
- 7 甲は、前二項の書面の届け出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認める時は、乙に対して必要な報告を求めることができる。
- 8 再委託する事業が委託事業を行う上で発生する事務的事业であって、再委託比率が50パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が100万円以下である場合には、軽微な再委託として第2項から前項の規定は、適用しない。

（債権債務の相殺）

第13条 甲は、この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、売買代金と相殺することができる。この場合において、乙の支払うべき金額が甲の支払うべき金額を超過するときは、乙は、その不足額について甲の指示するところによりこれを納入しなければならない。

（個人情報に関する秘密保持等）

- 第14条 乙及び委託事業に従事する者（従事した者を含む。以下「委託事業従事者」という。）は、委託事業に関して知り得た個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を委託事業の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。
- 2 乙及び委託事業従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
 - 3 前2項については、この委託事業が終了した後においても同様とする。

（個人情報の複製等の制限）

第15条 乙は、委託事業を行うために保有した個人情報について、き損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ委託事業の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持出しをしてはならない。

（個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応）

第16条 乙は、保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

(委託事業終了時における個人情報の消去及び媒体の返却)

第17条 乙は、委託事業が終了したときは、委託事業において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読が不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、甲より提供された個人情報については、返却しなければならない。

(秘密の保持等)

第18条 乙は、委託事業に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

2 本契約期間中及び終了後、甲及び乙は、本契約の遂行上知り得た相手方の秘密情報を予め相手方の同意を得ないで、第三者に提供してはならない。

3 本契約期間中及び終了後、乙は、本役務の提供の際に知り得た組合員等のプライバシーに関する個人情報を、予め本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

4 乙は、委託事業に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧させ、若しくは貸し出ししてはならない。

(契約外事項)

第19条 この契約書に定めてない事項については、必要に応じ甲乙協議の上、定めるものとする。

(疑義の解決)

第20条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上解決するものとする。

(紛争解決の方法)

第21条 この契約について紛争を生じた場合は、甲乙協議して選定した第三者の調停により解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和5年4月1日

委託者（甲） 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
林野庁共済組合本部長 橋 政行

受託者（乙）

別紙 1

令和 5 年度電話健康相談等業務仕様書

1 目的

電話及びWEBにより、組合員等からの病気や怪我に関する相談、心の健康づくりに関する相談を受け付け、必要なアドバイスを実施するとともに、必要に応じてメンタルヘルスに関するカウンセリングを実施することにより、組合員等の健康づくりに資する。

2 事業の概要

電話及びWEBにより組合員等からの相談を受け付け、必要なアドバイスを実施する。

また、メンタルヘルスに関する電話カウンセリングを実施する他、必要に応じて面談カウンセリングを実施する。

なお、組合員等に対するPRを実施するとともに、利用実績を報告する。

3 組合員数

7, 052名（令和4年12月時点）

4 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

5 事業内容等

(1) 電話及びWEBによる身体 の健康相談

対象者は、組合員及びその家族とし、以下の役務を24時間・年中無休で提供する。

- ① 医師・保健師・看護師・臨床心理士等専門的な資格を有する者による健康・医療・介護・育児・心の健康の相談
- ② 夜間・休日の医療機関案内
- ③ 医療機関情報の提供・介護などシルバー情報の提供

(2) 心の健康相談に関するカウンセリング

対象者は、組合員及び被扶養者とし、以下の役務を提供する。

- ① 心理カウンセラー等により、メンタルヘルスに関する電話カウンセリングを行う。
- ② 心理カウンセラー等は、電話着信時に、サービス対象者の電話番号の通知を確認した場合に、サービスを提供するものとする。
- ③ 必要に応じて日本全国に設置されたカウンセリングルームの心理カウンセラー等により、メンタルヘルスに関する面談カウンセリングを行う。
- ④ 1名当たり年間5回までの無料の面談カウンセリングを行うものとする。
- ⑤ ③の結果、必要があるときは専門医療機関を案内する。

(3) 相談業務の体制

- ① 相談を受け付ける場所（例えば相談センターなど）は、災害や交通傷害、不意な計画停電等による緊急時を考慮して、複数地域に設置しているなど十分な体制が確保されていること。
- ② 相談に従事する者は、相談者の訴えを十分に聴取した上で、相談が理解できるよう具体的に指導すること。
- ③ 提供する情報などサービスの質の維持・向上と常に最新の医療情報の収集に努めること。
- ④ 相談の電話がかかってきた場合は、必ず当共済組合が指定した受付名称で対応すること。

(4) その他

- ① 専用の電話回線を用意し、固定電話又は携帯電話から利用できることとする。また、WEB上でも相談可能にすること。
- ② 事業内容の実施（サービスの提供）にあたり、専用のフリーダイヤルによる電話受付回線、WEBによる相談受付窓口を設置するものとし、その電話受付回線等の設置工事費及び毎月の電話料金等は乙が負担するものとする。
- ③ 組合員等が円滑に利用できるように、利用方法等を明示したチラシの作成等を行い、契約締結後速やかに各支部に配送すること。なお、支部ごとの部数については、別添のとおりとする。
- ④ 毎月の利用実績について、利用数、相談内容、対応状況等を分かりやすくとりまとめ、毎月翌月末日までに提出すること。
- ⑤ 当該事業遂行中に知り得た組合員等の個人情報について、契約期間中はもとより契約終了後においても、他の目的に使用したり、第三者に漏えいしてはならない。

6 その他

業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が生じたとき、又は業務の内容を変更する必要があるときは、担当職員と協議の上、対応するものとする。

別添

送付先及び数量表

支部名	郵便番号	配 送 先	電話番号	配布数	
北海道	064-8537	北海道森林管理局 総務課 共済組合係	北海道札幌市中央区宮の森3条7-70	011-622-5238	1,070
東北	010-8550	東北森林管理局 総務課 共済組合係	秋田県秋田市中通5-9-16	018-836-2046	940
関東	371-8508	関東森林管理局 総務課 共済組合係	群馬県前橋市岩神町4-16-25	027-210-1163	920
中部	380-8575	中部森林管理局 総務課 共済組合係	長野県長野市大字栗田715-5	026-236-2546	600
近畿中国	530-0042	近畿中国森林管理局 総務課 共済組合係	大阪府大阪市北区天満橋1-8-75	06-6881-3441	510
四国	780-8528	四国森林管理局 総務課 共済組合係	高知県高知市丸の内1-3-30	088-821-2030	400
九州	860-0081	九州森林管理局 総務課 共済組合係	熊本県熊本市西区京町本丁2-7	096-328-3532	670
筑波	305-8687	国立研究開発法人 森林総合研究所 森林研究・整備機構 職員課 共済組合事業係	茨城県つくば市松の里1	029-873-3211	1,490
本庁	100-8952	林 野 庁 福 利 厚 生 室 事 業 第 三 係	千代田区霞ヶ関1-2-1	03-6744-2335	740
合 計				9ヶ所	7,340部

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請

負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。